

令和5年5月17日

学生及び教職員 各位

校 長

新型コロナウイルス感染症対策等について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されました。

これに伴い、今後、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本となり、個々人が自主的に感染対策に取り組んでいくこととなりますが、学校は集団生活の場であること等を踏まえ、対策本部（新型コロナウイルス対策）会議において検討を行い、引き続き必要な感染対策等を講じることとしましたので、別紙「新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」を確認の上、学校生活において遵守していただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、ガイドラインの制定に伴い、「新型コロナウイルス感染症による出席停止等の手続き等について（令和4年10月12日）」は廃止します。

新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

1. 基本的な感染対策について

(1) 換気の確保

可能な限り、常時換気を行うこと（エアコン稼働時も同様）。教室などにおいては、2方向の窓や出入口を10cmから20cm程度開けておくこと（対角に開けることにより効率的な換気が可能です。）。換気装置がある場合は、ONにしておくこと。常時換気が困難な場合は、こまめに換気を行うこと。

(2) 手洗い等の励行

流水と石けんによるこまめな手洗いを励行すること。特に、食事の際は手洗いを徹底すること。なお、建物入口等においては消毒液を設置していますので、活用すること。

(3) 咳エチケット

咳やくしゃみをする際は、ハンカチ、ティッシュ等による「咳エチケット」を遵守すること。

(4) マスクの取扱い

混雑した電車やバス利用する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、マスク着用を推奨します。

(5) 「感染拡大時」における感染対策について

上記(1)～(4)に加えて、一時的に、身体的距離を確保することや、対面、大声での発声や会話を控えること等の対策を講じるとともに、学校内においてもマスクの着用を求める場合があります。

2. 健康調査について

毎朝の健康調査は継続して行いますので、午前8時までに必ず回答するようにしてください。なお、発熱、咽頭痛、咳など、普段と異なる症状がある場合は、無理して登校せずに、必要に応じて医療機関を受診するようにしてください。

3. 出席停止の基準について

【感染者】

- ・ 有症状者：発症日を0日目として、5日目までの期間（5日目までに症状が軽快しない場合は症状軽快日の翌日までの期間）は出席停止
 - ・ 無症状者：検体採取日を0日目として、5日目までの期間は出席停止
- 注1：「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- 注2：発症から10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用を推奨し、周りの方へうつさないよう配慮すること。
- 注3：発症から10日を経過しても咳等の症状が続いている場合は、マスクの着用など、咳エチケットを心がけること。
- 注4：発熱、咽頭痛、咳など、普段と異なる症状があっても、出席停止にはなりません。
- 注5：感染者であった学生が登校するにあたり、治癒証明書等の書類の提出は必要ありません。ただし、後日学校から保護者に連絡の上、状況を確認させていただく場合があります。

【参考】新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止期間：

(症状がある場合)

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症	出席停止	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	登校可能		
例2	発症	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	登校可能	
例3	発症	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	登校可能
例4	発症	出席停止	出席停止	症状軽快	出席停止	出席停止	登校可能		

※ 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、「発症した後5日を経過」かつ「症状が軽快した後1日を経過」の両方を満たすまでの期間、登校することができません。

(無症状の場合)

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
例1	検体採取日	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

4. 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降、濃厚接触者の特定は行われなことから、従前、濃厚接触者として特定されていた者（同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、感染対策を行わずに飲食を共にした者）についても出席停止の対象とはなりません。

5. 登校免除の取扱いについて

保護者から、感染が不安で休ませたいと相談があった場合は、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると判断した場合には、登校を免除する場合があります。

6. 臨時休業について

学内で感染が広がっている可能性が考えられる場合、必要に応じて、学校医や御坊保健所等とも相談の上、臨時休業を行うかどうか判断します。

【臨時休業の目安】

感染状況		臨時休業の対象
学内で感染者が5名以上発生	感染経路が明らかであり、他の学生や教職員に感染を広めている恐れが低い場合	なし
	感染者が学級又は学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	当該学級又は学年
学内で感染者が5名以上発生し、学内で感染が広がっている可能性が高い場合		学校

注： 臨時休業の期間は、原則として、最終感染者確認後、5日間（土日・祝日を含む。）とする。

なお、臨時休業の期間、学修機会の確保等を目的として、遠隔授業を実施することがある。

7. その他

「新型コロナウイルス対策行動計画（令和2年4月2日対策本部（新型コロナウイルス対策）決定）」、「学生及び教職員が「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種」を受ける場合の取扱い（令和3年6月15日対策本部（新型コロナウイルス対策）決定）」、「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されている場合の取扱いについて（令和3年8月4日対策本部（新型コロナウイルス対策）決定）」及び「学生及び教職員に感染者等が発生した場合の対応基準（令和2年10月7日（令和4年11月9日改正）対策本部（新型コロナウイルス対策）決定）」は廃止します。